

平成27年度第4回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成27年8月27日(水) 午前10時30分～午前11時30分

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委 員) 吉澤宏治、堀内寿人、原敏(市川由美、坂本玲子 欠)

(事 務 局) 森田課長、関総括課長補佐、田辺、石原、矢竹、遠藤

(税 務 課) システム管理担当 河西、田中、中村

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 特定個人情報保護評価

(地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検)

(2) 山梨県個人情報保護条例の改正について

(3) その他

(行政不服審査法の改正に伴う山梨県個人情報保護条例の改正について)

6 議事の概要

(1) 特定個人情報保護評価(地方税法関係)

(議長)

まず、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検を行う。始めに、前回、検討をお願いしていた件について、説明をお願いします。

(税務課)

- 資料2～3に基づき、検討事項について説明 -

(議長)

ただいまの説明について何か質問・意見はあるか。

(なし)

(税務課)

- 資料2に基づき、事前質問(7件)について説明 -

(議長)

ただいまの説明に関し、意見、質問があればお願いしたい。

(委員)

「番号事務管理者」の「情報の質」に書かれている「秘匿性」についてであるが、秘匿性が隠れている様子なので、これだと逆に大丈夫だということになってしまうので表現を変える必要

がある。

それから、管理者の想定される対策で、「利用者の制限」と書かれているが、なりすましを防止するというので、「利用者の数を減らす」ということとは意味合いが違うと思われるので、「利用者の認証方法の検討」という表現の方が正しいと思う。

(議長)

それでは、今回いただいた修正案については、そのとおりに取り扱ってもらえればと思う。

(議長)

続いて、少し前後してしまうが、前回の審議において、今回の第三者点検に関する答申案を事務局にお願いしていたので、その説明をお願いします。

(事務局)

- 資料1に基づき、答申案について説明(答申案を全て朗読) -

(議長)

この答申案について何か質問、意見はあるか。

- 意見なし -

(議長)

それでは、答申については、これで確定ということにする。地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検の審議についてはここまでとする。

(2)山梨県個人情報保護条例の改正について)

(議長)

続いて、山梨県個人情報保護条例の改正についての審議を行う。前回の審議において、事前に答申案を用意してもらうこととしていた。それに関して、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料5に基づき、答申案について説明(答申案を全て朗読) -

(議長)

この答申案について何か質問、意見はあるか。

(委員)

「はじめに」ののところの、5段落目の3行目に、「番号利用法による行政機関個人情報保護法の読み替え規定の」とあるが、行政機関個人情報保護法の正式な名称は中の方(本文中)に入っている。好みの問題かもしれないが、正式な名称はこちらに書いた方がいいかと思うが読みにくいだろうか。

(事務局)

修正させていただく。

(委員)

「1 定義」のところであるが、2行目のところで、「番号利用法との間で齟齬が生じないように」となっているが、番号利用法との齟齬が生じないようにするためには、番号利用法を引用すればいいだけの話なので、ここの部分は、「番号利用法との間で齟齬が生じない形で、」とした方がよいと思う。

(事務局)

修正させていただく。

(委員)

「2 取得の制限」のところ、2段落目の「特定個人情報、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、条例において、センシティブ情報の取得及び本人以外からの取得について、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくときに限定する必要がある」となっているが、文脈的に、厳格な保護措置を講ずる必要があることからということになると、取得しないという結論になってしまいそうになるが、ここで、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくときに」に限定したのはなぜか。

(事務局)

行政機関個人情報保護法には、この条例第5条に相当する規定がない。これは条例特有のものである。条例の方が厳しい制限を設けている。番号利用法は行政機関個人情報保護法の読み替えを行っているので、元々、行政機関個人情報保護法に規定がない部分については読み替え自体が行われない。条例特有の制限については、番号利用法の規定に基づくときにのみ制限するという意図で「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき」としている。

(委員)

結論を問題にしているわけではない。「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき」というのはどこから引用したものか。この場合だけは、センシティブ情報の取得をしてもよいということについて、同じような規定はどこかにあるのか。行政機関個人情報保護法では、こういう限定はないという話だったが、他の法律が何かで限定しているということはあるか。番号利用法では、センシティブ情報の取得については何も書かれていない。個人情報保護法の改正が進められているが、そのところは怎么样了かを調べてみる。ここの文章を読んでいて、もう少し説明を加えないと結論が導き出せない気がする。「一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずる必要があることから、条例において、センシティブ情報の取得及び本人からの取得」ということで一緒に書かれている。本人からの取得については分かりやすいが、センシティブ情報の場合は最終的に情報収集禁止ということにしてしまえば一番厳格な制限になるので、この場合は残すということの説明が必要だと思う。だからと言って、今、対案が出せない。その部分が気になった。結論はこれでよい。

(委員)

「10 利用停止請求の条件」のところ、説明の5行目の「条例第5号」は「条例第5条」の誤りだと思う。

(委員)

今後、近いうちに、当審議会で予定されているものはあるか。

(事務局)

近いうちには考えておらず、まだ予定は決まっていないが、行政不服審査法の改正に伴う個人情報保護条例の改正について審議していただく予定となっている。

(委員)

この個人情報保護条例の改正は、9月議会に上程したいと考えている。その日程からすると、その前に開催するというのは事実上難しい。

(議長)

それでは、答申案は今日確定しなければならないので、一応、これで答申案としては確定させてもらって、字句の訂正については、私に一任させてもらうということでしょうか。

- 他の委員 同意 -

(議長)

それでは、私の方で、取得の制限の部分の2段落目について、このように修正したらどうかというものを提示するので、委員の先生方にも見ていただくということにしたい。今週中に確定できればいいと思う。

(3)その他(行政不服審査法の改正に伴う山梨県個人情報保護条例の改正について)

(議長)

その他として、事務局から何かあるか。

(事務局)

- 資料6～資料8に基づき、行政不服審査法の改正に伴う山梨県個人情報保護条例の改正について説明 -

(議長)

ただいまの説明に関し、何か質問、意見はあるか。

(委員)

資料7において、条例による処分がある場合に、審査庁とか処分庁というのは、どういう置き換えになるのか。

(事務局)

基本的に、山梨県の場合だと、処分庁と審査庁が同じになるケースがほとんどである。警察だけは上級庁として公安委員会があるが、基本的には処分庁と審査庁は同じになる。今までと逆になるが、今までは不服申し立てがあれば、個人情報保護審議会に諮問があって、個人情報保護審議会において答申を出していただいて、決定を出すということになっていたが、審理員制度になると審理員は審理をして裁決の案を出して、それについて諮問し答申をいただいて、最終的に決定をするということになる。多少、手続は前後するが、実質的な審議は今も個人情報保護審議会で行っているので問題はないと考えている。

(委員)

これに合わせようとする、国から誰かがやって来るのではなくて、県庁の中に審理員を置かなければならなくなるということか。

(事務局)

そうである。

(委員)

そもそも審理員を置く理由は何か。

(事務局)

資料7の2ページ目の(1)のところになるが、現在は特段規定がないため処分した者が裁決書の案を作るということになっている。そうすると、特に審査請求人から見た場合、処分した者が裁決書を書くのであれば最初から結果は決まっているではないか、という批判が従来からあった。それで、今回、審理において、職員のうち処分に関与しない者が第三者的な立場で裁決書案を処分庁に提出するという仕組みを作ったということである。

(委員)

それを、さらに第三者機関に諮問するということが。

(事務局)

そうである。

(委員)

資料6の「3 審理員制度の導入」のところ、「・・・現行の個人情報保護審議会において審理を行う」となっているが、審理を行うのはあくまでも審査庁になるので「諮問・答申」ということでよいか。

(事務局)

そうである。 文言を修正

(議長)

それでは、「審理員制度の導入への対応」についてこの方向でよろしいと思う。

山梨県個人情報保護条例に基づく審査請求に関しては、行政不服審査法に定める審理員の規定は適用除外とすることについて合意が得られた。

(4)その他(次回の日程について)

(議長)

そのほかに何かあるか。

(事務局)

今後、この件に関する諮問・答申の関係で審議会を開催することになると思うが、時期については未定であるため、改めて日程調整をさせていただきたい。